

指名競争参加業者の指名基準等の運用等について（例規）

（平成7年9月1日例規第63号）

[沿革] 平成13年4月例規第17号改正

みだしのことについて、警察庁長官官房会計課長から別添のとおり通知があったので、周知徹底されたい。

なお、この通知の定めるところにより、内閣府所管契約事務の適正を図るため、別記のとおり「指名競争参加業者選定委員会設置要綱」を制定し、平成7年9月1日から実施することとしたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

別添 略

別記

#### 指名競争参加業者選定委員会設置要綱

##### 1 委員会の設置

奈良県警察本部に、指名競争参加業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### 2 委員会の目的

委員会は、奈良県警察会計担当官が行う指名競争契約において、契約を担当する者の個人的恣意を排除し、指名競争の一層の透明性及び公正の確保を図るため、指名予定業者の選定審査を行うことを目的とする。

##### 3 委員会の組織及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(2) 委員長は警務部長、副委員長は警務部会計課長をもって充てる。

(3) 委員は次に掲げる者をもって充てる。

ア 当該案件に係る部の庶務担当課長

イ 当該案件に係る課（所、隊、校）の長

ウ 警務部監察官のうち警務部長が指名する者

エ 警務部会計課次席

オ 当該案件に係る警務部会計課課長補佐

(4) 委員長は、委員会の事務を掌理する。

(5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(6) 委員長は、必要により、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(7) この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定め

る。

#### 4 委員会の開催

次に掲げる契約を指名競争に付そうとする場合において、競争に参加する業者を選定する際には、委員会を開催し、その決定を経なければならない。ただし、やむを得ない場合は、持ち回り審議をもってこれに代えることができる。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造をさせる契約
- (2) 予定価格が160万円を超える財産を買い入れる契約
- (3) 予定賃貸料の年額又は総額が80万円を超える物件を借り入れる契約
- (4) 予定価格が50万円を超える財産を売り払う契約
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超える物件を貸し付ける契約
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えるもの

#### 5 庶務

委員会の庶務は、警務部会計課において行う。

#### 6 その他

この要綱は、平成7年9月1日以降に実施する指名競争から適用する。